

自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓ チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名 ()

○集団指導

※根拠
➤介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
集団指導	本市が実施する集団指導に出席等していますか。 ＜過去2年の出席状況＞ 令和 年度…(出席 ・ 欠席) 令和 年度…(出席 ・ 欠席) ※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。 ➤集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。 ➤集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。	☐	☐	

○(介護予防)短期入所生活介護 (定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠
➤介護保険法(以下「法」という。)
➤鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)
➤鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「予防条例」という。)

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
Ⅰ 定義及び基本方針				
1. 定義 法第8条第9項	「短期入所生活介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の3に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。			
法第8条の2第9項	「介護予防短期入所生活介護」とは、居宅要支援者について、老人福祉法第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の3に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。			
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(1)利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	☐	☐	
	(2)事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅(介護予防)サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	☐	☐	
	(3)利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(4) サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	☐	☐	
	(5) 申請者は、法人とする。	☐	☐	
3. 基本方針 条例第146条	指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	☐	☐	
予防条例第128条	指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	☐	☐	
Ⅱ 人員に関する基準				
1. 従業者の員数 条例第147条 予防条例第129条	(1) 事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者の員数は、次のとおり配置されていますか。	☐	☐	
	① 医師 1人以上	☐	☐	
	② 生活相談員 常勤換算方法で、利用者が100人又はその端数を増すごとに1人以上 ➤ 生活相談員は、社会福祉主事又はこれと同等以上の能力を有する者であるか。	☐	☐	
	③ 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)常勤換算方法で、利用者が3人又はその端数を増すごとに1人以上	☐	☐	
	④ 栄養士又は管理栄養士 1人以上 ただし、利用定員が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。	☐	☐	
	⑤ 機能訓練指導員 1人以上	☐	☐	
	⑥ 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数	☐	☐	
	(2) 特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき(1)に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、(1)の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 ➤ 特別養護老人ホームの空床を利用して行う場合の員数の考え方となる。	☐	☐	
	(3) (1)の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1. 従業者の員数 条例第147条 予防条例第129条	(4)特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)(併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。))については、老人福祉法、医療法又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、(1)に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。 ➢特別養護老人ホーム等の併設事業所で、本体施設の事業に支障がなく、夜間の介護体制を含めてサービスを提供できる場合の考え方 ①医師、栄養士又は管理栄養士、機能訓練指導員 ⇒ 併設本体施設に配置され施設に支障ない場合は兼務可。 ②生活相談員、介護職員又は看護職員 ⇒ 特別養護老人ホームと併設事業所の利用者数との合算数につき、常勤換算法により必要とされる数。	□	□	
	(5)(1)の②の生活相談員のうち1人以上、③の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、それぞれ常勤ですか。 ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。	□	□	
	(6)(1)の③の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(併設本体施設)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保していますか。	□	□	
	(7)(1)の⑤の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。	□	□	
	(8)事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第129条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1)から(7)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	□	□	
2. 管理者 条例第148条 予防条例第130条	事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ①当該事業所の他の職務に従事する場合 ②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 ➢管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合(訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所に駆け付けことができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられる。 →下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無(有 ・ 無) ・当該事業所内で他職務を兼務している場合は その職務名() ・他の事業所の職務と兼務している場合は、その事業所名、職務名及び兼務事業所における1週間当たりの勤務時間 事業所名:() 職務名:() 勤務時間:()	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
Ⅲ 設備に関する基準				
1. 利用定員等 条例第149条 予防条例第131条	(1)事業所は、その利用定員を20人以上とし、サービスの事業の専用の居室を設けていますか。 ただし、特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。	☐	☐	
	(2)併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。)とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、その利用定員を20人未満とすることができる。	☐	☐	
	(3)事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第131条第1項及び第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、(1)、(2)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	☐	☐	
2. 設備及び備品等 条例第150条 予防条例第132条	(1)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。 ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。 ①居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ②居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア. 当該事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、非常災害に関する具体的計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ. 非常災害に備えるための定期的な避難、救出その他必要な訓練については、非常災害に関する具体的計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ. 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 ➢利用者の日常生活に充てられる場所 ⇒ 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室である。	☐	☐	
	(2)(1)の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 ①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ③避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 ➢「利用者の安全性が確保されている」⇒ 以下の点を考慮して判断すること。 ①(2)の要件を満たさないものにつき一定の配慮措置があること。 ②火災時等の安全性が、身体・精神的障害者であることに鑑みてなされていること。 ③管理者・防火管理者は、建物の燃焼性への知識を有し、火災時の危険性を十分認識し、職員等に火気の取扱いや火災予防の指導監督、防災意識の高揚に努めること。 ④定期的に行う避難等の訓練は、建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 設備及び備品等 条例第150条 予防条例第132条	(3)事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、サービスを提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。 ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。 ①居室 ②食堂 ③機能訓練室 ④浴室 ⑤便所 ⑥洗面設備 ⑦医務室 ⑧静養室 ⑨面談室 ⑩介護職員室 ⑪看護職員室 ⑫調理室 ⑬洗濯室又は洗濯場 ⑭汚物処理室 ⑮介護材料室 ・調理室には、食器、調理器具等の消毒設備、食器・食品等を清潔に保管する設備、防虫・防鼠の設備を設けるものとする。 ・汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースがあればよい。 ・焼却炉、浄化槽、汚物処理設備・便槽を設置する場合は、居室、静養室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。	□	□	
	(4)併設事業所の場合にあつては、(3)の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の(3)に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。	□	□	
	(5)特別養護老人ホームの場合にあつては、(3)及び(7)の①の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。	□	□	
	(6)(3)に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 ①居室 ア. 一の居室の定員は、4人以下とすること。 イ. 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 ウ. 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。 (経過措置) 平成12年4月1日現存の老人短期入所事業用の施設・老人短期入所施設(基本的設備が完成されているものを含み、平成12年4月1日以降に増築され、又は全面的改築された部分を除く。)は、上記ア及びイ並びに下記②の規定は適用しない。			
	②食堂及び機能訓練室 ア. 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 イ. アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 ③浴室 要介護者が入浴するのに適したものとする。 ④便所 要介護者が使用するのに適したものとする。 ⑤洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとする。	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 設備及び備品等 条例第150条 予防条例第132条	(7)(1)から(6)に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。 ①廊下の幅は、1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。 ➢ 廊下幅は、利用者の身体的、精神的特性や非常災害時の迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。 「中廊下」⇒ 廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下である。 ②廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ③階段の傾斜を緩やかにすること。 ④消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ➢ 消火設備・非常災害に際し必要な設備 ⇒ 消防法その他の法令等に規定された設備であり、確実に設置しなければならないものである。 ⑤居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。 ➢ 傾斜路は、利用者の歩行、輸送車、車椅子等の昇降や災害発生時の避難、救出に支障がないよう緩やかにし、表面は滑りにくい材料で仕上げるものとする。 (経過措置) 平成12年4月1日現存する老人短期入所事業用の施設・老人短期入所施設(基本的設備が完成されているものを含み、平成12年4月1日以降に増築され、又は全面的改築された部分を除く。)については、⑤の規定は適用しない。 (8)事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第132条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(7)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	□	□	
IV 運営に関する基準				
1. 内容及び手続の説明及び同意 条例第151条 予防条例第133条	(1)事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っていますか。 ➢ 重要事項の主な内容 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務の体制 ・利用料(保険給付対象外の費用も含む) ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施の状況 など (2)当該事業所からサービスの提供を受けることについて、利用申込者の同意を得ていますか。 ➢ 利用者の同意は、書面での確認が望ましい。	□	□	
2. 指定短期入所生活介護の開始及び終了 条例第152条 予防条例第134条	(1)事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供していますか。 (2)事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
3. 提供拒否の禁止 条例第167条準用条例第9条 予防条例第142条準用予防条例第50条の3	事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 →事例（有・無） ＞正当な理由 ①事業所の現員から応じきれない場合 ②申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難と判断した場合	☐	☐	
4. サービス提供困難時の対応 条例第167条準用条例第10条 予防条例第142条準用予防条例第50条の4	事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 ＞事前に近隣の事業所等の情報を収集するなど、問題発生時に必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。	☐	☐	
5. 受給資格等の確認 条例第167条準用条例第11条 予防条例第142条準用予防条例第50条の5	(1)事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 ＞計画等に、保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載していることが望ましい。 (2)事業者は、(1)の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 ＞認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項。 →事例（有・無）	☐	☐	
6. (要支援)要介護認定の申請に係る援助 条例第167条準用条例第12条 予防条例第142条準用予防条例第50条の6	(1)事業者は、サービスの提供の開始に際し、要支援・要介護認定を受けていない利用申込者については、要支援・要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ・利用申込者が要介護認定又は要支援・要介護認定を受けていない場合は、既に要支援・要介護認定の申請をしているかを確認しているか。 ・認定の申請日は、市が申請書を受理した日とされており緊急のサービス提供の場合等は、十分に市と連携をとっているか。 (2)事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援・要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援・要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 ＞通常、更新申請は、有効期間終了の60日前から遅くとも30日前に申請されるよう、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。	☐	☐	
7. 心身の状況等の把握 条例第167条準用条例第13条 予防条例第142条準用予防条例第50条の7	事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 ＞開催状況や事業所の出席状況は適切か。開催されていない場合は、それに代わる対応を講じているか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
8. 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 条例第167条準用条例第15条	事業者は、サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明し、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 ➤ サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、利用者は全額利用料を支払う必要があるため、現物給付ができるよう必要な援助を行うことが必要。	☐	☐	
8-2. 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 予防条例第142条準用予防条例第50条の9	指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービスの提供の開始に際し、利用申込者が当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
9. (介護予防サービス計画)居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 条例第167条準用条例第16条 予防条例第142条準用予防条例第50条の10	事業者は、介護予防サービス計画・居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 ➤ サービス提供票の活用は適正か。計画は、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。	☐	☐	
10. サービスの提供の記録 条例第167条準用条例第19条 予防条例第142条準用予防条例第50条の13	(1)事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費・居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画・居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 ・利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握するために行うものとなっているか。 ・利用者が所持する書面(例えば、サービス利用票)への記録が想定されるが、これに代わる記録票等でもよい。 ・「その他適切な方法」→利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法。 (2)事業者は、サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	☐	☐	
11. 利用料等の受領 条例第153条 予防条例第135条	(1)事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 ・利用者負担額(介護保険負担割合証に定める割合の額)の支払いを受けているか。 ・割引率の設定を市に届けずに端数処理等不適正な処理を行っていないか。 (2)事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 ➤ 費用の全額(10割相当額)の支払いを受けているか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
11. 利用料等の受領 条例第153条 予防条例第135条	(3)事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けていますか。 ➤ 保険給付の対象外の便宜に係る費用は実費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要である。 なお、嗜好品の購入等サービスの提供とは関係のない便宜の供与に関する費用徴収とは区分される。 ①食事の提供に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) →受領の有無(有・無)	☐	☐	
	②滞在に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) →受領の有無(有・無)	☐	☐	
	③厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 →受領の有無(有・無)	☐	☐	
	④厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 →受領の有無(有・無)	☐	☐	
	⑤送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。) →受領の有無(有・無) ・利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要な利用者に対して加算しているか。	☐	☐	
	⑥理美容代 →受領の有無(有・無) ・実費相当額であるか。	☐	☐	
	⑦①から⑥に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの →受領の有無(有・無)	☐	☐	
	(4)(3)の①から④までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとなっていますか。 ➤①から④までの費用は、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)及び厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号)の定めるところによるものとする。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
11. 利用料等の受領 条例第153条 予防条例第135条	(5)事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ただし、(3)の①から④までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 ➢運営規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく内容が適当か。また、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けているか。	☐	☐	
	(6)利用者に対し、領収証を交付していますか。 ・領収証は受領の都度交付しているか。 ・消費税の取扱いは適正か。	☐	☐	
	(7)領収証には、利用者から支払を受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に係るものとその他の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 ➢領収証は次の区分を明確にしているか。 ①介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ②その他の費用の額(個別に区分)	☐	☐	
12. 保険給付の請求のための証明書の交付 条例第167条準用条例第21条 予防条例第142条準用予防条例第51条の2	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 ・償還払いの場合、市への保険給付の請求を容易に行えるよう、サービス提供証明書を交付しているか。 ・様式は、基本的には介護給付費明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。 →事例:(有・無)	☐	☐	
13. 指定短期入所生活介護の取扱方針 条例第154条	(1)事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか。	☐	☐	
	(2)指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。 →相当期間以上にわたり継続して入所する利用者(有・無) ・「相当期間以上」⇒概ね4日以上連続して利用する場合を指すが、4日未満の利用者でも、居宅介護支援事業者等と連携をとる等、利用者の心身の状況等を踏まえ、他の計画を作成した利用者に準じ、必要な介護及び機能訓練等の援助を行うこと。	☐	☐	
	(3)従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ➢サービスの提供方法等とは、計画の目標、内容、利用期間内の行事、日課等も含む。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
13. 指定短期入所生活介護の取扱方針 条例第154条 予防条例第136条	(4)事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。 →事例:(有 ・ 無) ※利用者の身体拘束が認められるのは、『切迫性』『非代替性』『一時性』の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが、極めて慎重に実施されているケースに限られます。 (身体拘束禁止の対象となる具体的行為) ①徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥車いすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 など。 (5)事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	□	□	
条例第154条 予防条例第136条 ※令和7年4月1日より、義務化となります。	(6)事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	□	□	
条例第154条	(7)事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□	□	
13-2. 指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針 予防条例第143条	(1)指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 (2)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 (3)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	□	□	
		□	□	
		□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
13-2. 指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針 予防条例第143条	(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	☐	☐	
	(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	☐	☐	
14. 指定介護予防短期入所生活介護の具体的な取扱方針 予防条例第144条	指定介護予防短期入所生活介護の方針は、予防条例第128条に規定する基本方針及び予防条例第143条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっていますか。	☐	☐	
	(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	☐	☐	
	(2) 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成していますか。	☐	☐	
	(3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	☐	☐	
	(4) 事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
	(5) 事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際は、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付していますか。	☐	☐	
	(6) サービスの提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	☐	☐	
	(7) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	☐	☐	
15. 短期入所生活介護計画の作成 条例第155条	(1) 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成していますか。 ➤ 短期入所生活介護計画作成の留意点 ① 計画等の作成に関し、経験のある者や介護の提供について豊富な知識及び経験がある者にその取りまとめを行わせ、事業所に介護支援専門員がいる場合は、その者に取りまとめを行わせることが望ましい。 ② 計画の作成に当たっては、居宅計画サービスを考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成するものとする。	☐	☐	
	(2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
15. 短期入所生活介護計画の作成 条例第155条	(3)事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
	(4)事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付していますか。	☐	☐	
16. 介護 条例第156条 予防条例第145条	(1)介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。 ➤利用者の人格に十分配慮し、在宅復帰を念頭に行うことが基本で、利用者の家庭環境等を十分踏まえ、自立機能の低下が起きないよう、残存機能の維持向上が図られるよう適切な技術をもって介護サービスの提供、必要な支援を行っているか。	☐	☐	
	(2)事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきを行っていますか。 →週当たりの入浴又は清拭回数(回) ➤特別浴槽の入浴や介助浴等適切な方法で行い、入浴困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めているか。	☐	☐	
	(3)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。 ➤トイレ誘導や排せつ介助等について、適切な方法により実施しているか。	☐	☐	
	(4)事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。 ➤おむつ交換は、利用者の排せつ状況を踏まえて実施しているか。	☐	☐	
	(5)事業者は、(1)から(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。 ➤生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1日の生活の流れに沿って、利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行っているか。	☐	☐	
	(6)事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。	☐	☐	
	(7)事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。 ➤夜間を含めて適切な介護を提供できるように、介護職員の勤務体制を定めているか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
22. 利用者に関する 市への通知 条例第167条準用条 例第26条 予防条例第142条準 用予防条例第51条 の3	事業者は、サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 (1) 正当な理由なく指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援・要介護状態の程度を増進させたと認められるとき (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	☐	☐	
23. 緊急時等の対応 条例第162条 予防条例第137条	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ・事前に利用者の主治医から必要な情報を得ていることが必要となる。 ・協力医療機関は、事業所から近距離にあることが望ましい。	☐	☐	
24. 管理者の責務 条例第167条準用条 例第55条 予防条例第142条準 用予防条例第53条	(1) 事業所の管理者は、事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 ➢ 他の業務を兼務する場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど事業所の管理業務に支障はないか。 (2) 事業所の管理者は、当該事業所の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	☐	☐	
25. 運営規程 条例第163条 予防条例第138条	事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めていますか。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 利用定員 (第147条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。) (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の送迎の実施地域 (6) サービス利用に当たっての留意事項 (7) 緊急時等における対応方法 (8) 非常災害対策 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他運営に関する重要事項 ・ 運営規程の内容に変更はないか。変更があった場合は、市に変更届がなされているか。 ・ 利用定員については、空床利用型の定員は含めない。 ・ 通常の送迎の実施地域は、送迎費用の徴収等の目安であり、当該地域以外に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではない。 ・ サービス利用に当たっての留意事項は、利用者がサービスの提供を受ける際の利用者側が留意すべき事項であり、入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等を指す。	☐	☐	
26. 勤務体制の確保等 条例第167条準用条 例第107条 予防条例第142条準 用予防条例第120条 の2	(1) 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めていますか。 ・ 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制(日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等)を定めているか。 ・ 管理者等が他の事業所と兼務する場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
26. 勤務体制の確保等 条例第167条準用条例第107条 予防条例第142条準用予防条例第120条の2	(2)事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業員によってサービスを提供していますか。 ・雇用契約その他契約により、管理者の指揮命令が従業員に対して及ぶ者であるか。 ・調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行っても差し支えない。	☐	☐	
	(3)事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 ➢全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 ・事業所の外部で開催される研修については情報の取得、従業員への周知に努め、内部で開催する研修については、計画的に実施することが望ましい。 ・運営規程等に研修等の機会を計画的に設ける旨を明示し、内部研修や外部研修会に参加させているか。	☐	☐	
	(4)適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
27. 業務継続計画の策定等 条例第167条準用条例第31条の2 予防条例第142条準用予防条例第54条の2の2	(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。	☐	☐	
	(2)短期入所生活介護従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。	☐	☐	
	(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	☐	☐	
28. 定員の遵守 条例第164条 予防条例第139条	(1)事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時にサービスを行っていませんか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ①特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 ②①に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 →運営規程の利用定員を超えていないか。 →定員を超えて提供した場合は、減算措置が適正に実施されているか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
28. 定員の遵守 条例第164条 予防条例第139条	(2)利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。	☐	☐	
29. 地域等との連携 条例第165条 予防条例第140条	指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 →地域等との交流の主な内容()	☐	☐	
30. 地域との連携等 条例第167条準用条例第38条 予防条例第142条準用予防条例第54条の9	事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	☐	☐	
31. 非常災害対策 条例第167条準用条例第109条 予防条例第142条準用予防条例第120条の4	(1)事業者は、事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てていますか。 →「高齢者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き」を参考とするなどし、計画を立てているか。	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の具体的計画の内容については、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知していますか。 →非常災害時に地域住民の協力が得られる体制(有・無) ※関係機関への通報・連携体制の整備 → 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。	☐	☐	
	(4)事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	☐	☐	
	(5) (4)で地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	☐	☐	
32. 衛生管理等 条例第167条準用条例第110条 予防条例第139条の2	(1)事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 (市水 ・ 井水)	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
32. 衛生管理等 条例第167条準用条例第110条 予防条例第139条の2	(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 特に、食中毒・感染症の発生防止の措置等につき、必要に応じ保健所の助言・指導を求め常に密接な連携を保っているか。 また、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等は、発生及びまん延防止の措置につき、別途通知等に基づき適切な措置を講じているか。 ・レジオネラ属菌検査 →過去3年間のレジオネラ属菌検査実施日 () () () () ・検査結果(以下に○を付す) 不検出(10CFU/100ml未満) → () 検 出(10CFU/100ml以上) → () ・検出された場合、その対応は適切か。 ・検査未実施の場合 検査予定月 () 年 () 月頃) ・空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	☐	☐	
33. 掲示 条例第167条準用条例第33条 予防条例第142条準用予防条例第54条の4	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。 ・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 ・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (令和7年4月1日から施行)	☐	☐	
34. 秘密保持等 条例第167条準用条例第34条 予防条例第142条準用予防条例第54条の5	(1)事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ➢研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。	☐	☐	
	(2)事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ➢従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの対策を講じているか。(誓約書や就業規則)	☐	☐	
	(3)事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ➢個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配布される範囲等)がされ、文書による同意を得ているか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
35. 広告 条例第167条準用条例第35条 予防条例第142条準用予防条例第54条の6	事業者は、事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしていませんか。 ➤ 広告に、紛らわしい表現が使用されていないか。また、内容が事業概要や運営規程と異なる点はないか。運営規程に記載されていない保険給付対象外の利用料を掲載していないか。 パンフレット(有 ・ 無) ホームページ(有 ・ 無) 介護サービス情報公表システムへの掲載(年 月 日)	☐	☐	
36. 介護予防支援事業者・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 条例第167条準用条例第36条 予防条例第142条準用予防条例第54条の7	事業者は、介護予防支援事業者・居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	☐	☐	
37. 苦情処理 条例第167条準用条例第37条 予防条例第142条準用予防条例第54条の8	(1)事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 →苦情の窓口の設置(有 ・ 無)	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有 ・ 無)	☐	☐	
37. 苦情処理 条例第167条準用条例第37条 予防条例第142条準用予防条例第54条の8	(4)事業者は、市からの求めがあった場合は、(3)の改善の内容を市に報告していますか。 →事例:(有 ・ 無)	☐	☐	
	(5)事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有 ・ 無)	☐	☐	
	(6)事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、(5)の改善の内容を連合会に報告していますか。 →事例:(有 ・ 無)	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
38. 事故発生時の対応 条例第167条準用条例第39条 予防条例第142条準用予防条例第54条の10	(1)事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等・居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 >事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 →事故事例(有・無) →事故対応マニュアル等(有・無)	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 →事故の記録(有・無) →有の場合、市への報告(有・無) →従業者への周知(有・無) →周知の方法()	☐	☐	
	(3)事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 >賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 →損害賠償保険への加入(有・無)	☐	☐	
39. 虐待の防止 条例第167条準用条例第39条の2 予防条例第142条準用予防条例第54条の10の2	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐	☐	
40. 会計の区分 条例第167条準用条例第40条 予防条例第142条準用予防条例第54条の11	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	☐	☐	
41. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 条例第165条2 予防条例第140条の2 ※令和9年4月1日より、義務化となります。	事業者は、事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催していますか。 ※本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ※利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
42. 記録の整備 条例第166条 予防条例第141条	(1)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①短期入所生活介護計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐	☐	
43. 電磁的記録等 条例第276条 予防条例第266条	(1) 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面(被保険者証に関するものを除く。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 (2) 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。			
V 変更の届出等				
介護保険法第75条 介護保険法115条の5	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②代表者の氏名及び住所 ③登記事項証明書又は条例等 ④建物の平面図(事業を併設事業所において行う場合にあっては、併設本体施設の平面図を含む。) ⑤管理者の氏名、生年月日、住所 ⑥運営規程 ⑦協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ⑧事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項	☐	☐	